

## 今治市福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成20年3月31日制定

今治市要綱

### (目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第49条第3号に規定する「福祉有償運送」をいう。以下同じ。）の確保のために必要となる事項を協議するため今治市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送（福祉有償運送に限る。）の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。以下「登録等」という。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項等についての法第79条の4第1項第5号の規定による合意に関すること。
  - (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除（以下「合意の解除」という。）に関する事項
  - (3) 福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項
- (協議会の構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者及び団体からの推薦者のうちから市長が委嘱する委員若干名をもって組織する。

- (1) 市職員
- (2) 交通及び運輸に携わる国の職員
- (3) 高齢者団体又は障害者団体
- (4) 市内のNPO・ボランティア団体
- (5) 市内のタクシー等交通機関関係事業者
- (6) 愛媛県内のタクシー等交通機関関係事業者団体
- (7) 愛媛県内のタクシー等交通機関関係従業員団体
- (8) 学識経験者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときにはその職務を行う。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 第3条第4号に規定する委員については、自らが行う福祉有償運送の可否の議決に加わることはできない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その者の説明及び意見等を聴取することができる。

5 福祉償運送を行い又は行おうとする者等は、会長から求めがあった場合は、協議会に出席し、福祉有償運送事業の実施責任主体として、意見を述べ、運営状況等の報告等を行わなければならない。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。